2020年

令和元年 11 月 相談件数

604件



(前月比:△78件) (前年同月比:△229件) 暮らしの情報



- ●若者に多い消費者トラブル 掲
 - ●関東甲信越ブロック若者向け悪質商法被害防止共同キャンペーン
 - 「サポーター養成講座」受講者募集のお知らせ
 - ●適格消費者団体のご紹介
 - ●ちばし消費者応援団会員募集中
 - ●消費者被害注意報



載

内

容

契約に不慣れな若者を狙った悪質商法や詐欺等は後を絶ちません。社会経験の未熟さにつけ込まれ、消費者 トラブルに巻き込まれるケースが多くみられます。若者が陥りやすいトラブルの事例を紹介します。

若者に多い消費者トラスル事例

ケース1 芸能事務所のオーディションに応募したら・・・

「タレントやモデルになりたい!」と憧れる気持ちにつけ込まれ、若者のタレント・ モデル契約に関する様々なトラブルが発生しています。

最近では、街中でのスカウトのほか、スマートフォンなどで検索して見つけたオーディ ションに応募したことがきっかけで、トラブルに遭うケースが見られます。

具体的な事例

芸能事務所のオーディション に合格し、事務所と契約したと ころ、芸能スクールに通うため の高額な入学金や月謝を要求 された。

街中で声をかけられ、タレント 事務所に行って所属契約をし た。しかし、冷静に考えて翌日 解約を申し出たら、違約金を請 求された。

毎アドバイス ●

- ・どのような活動をするのか、費用はかかるのか、など内容をよく確認しましょう。
- その場での契約は避け、家族などに相談して冷静に判断しましょう。
- ・状況によってはクーリング・オフができる場合もあります。被害に遭った場合は 速やかに消費生活センターに相談しましょう。



次のページでも、若者に多い消費者トラブルの事例を紹介します。 また、関東甲信越ブロック若者向け悪質商法被害防止共同キャンペーンのご案内もご覧 ください。

若者に多い消費者トラブル事例

ケース2 簡単に稼げると言われたが・・・

中学時代の友人から、「簡単にお金が稼げる話がある。」と誘われ出かけてみると、「この USB で勉強すれば、投資であっという間に稼げる。」と言われ、60万円のUSB ソフトの購入を勧められた。「お金がないから買えない。」と断ったが、「すぐに元が取れるから大丈夫。みんなローンを組んでいる。」と強引に勧誘され断りきれず、貸金業者からお金を借りて支払った。結局収益はなく、ローンの返済に困っている。

簡単にお金が稼げるということは通常考えられません。事業者の言葉をうのみにするのはやめましょう。

ケース3 エステの無料体験のはずが・・・

街中で声をかけられ、アンケートに答えると、お礼としてエステの無料券をもらった。後日、無料券を使い施術を受けていると、高額なコースを勧められた。「支払えない。」と伝えたが、「今なら割引価格でできる。分割払いもできる。」と言われ、30万円のクレジットの分割払い契約をしてしまった。

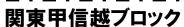


無料のつもりでエステに行ったら、思いがけず他の 契約を勧められることがあります。「この価格は今 だけ。」などと契約をせかされても、その場での契約 は避け内容をよく確認しましょう。

また、クレジットの分割払いや借金契約は、計画的 に返済できるか十分検討しましょう。

毎アドバイス

- ・お金がないと断っても、事業者から「お金を借りればよい。」「クレジット契約をすればよい。」 などと言われることがあります。断るときは「契約はしない。」と、はっきり伝えましょう。
- 契約する前に、本当に必要な契約なのかよく考えましょう。
- ・クーリング・オフができる場合もありますが、対象となる取引や手続き方法が法律で決まっています。契約 内容に不安を覚えたら、早急に消費生活センターに相談しましょう。



着着向け悪質商絵徹書防止共同キャンペーン

千葉市消費生活センターでは、関東甲信越地区の都 県、政令市などと共同で、若者を対象とした「悪質商法 被害防止共同キャンペーン」を1~3月に実施します。

若者向什特別電話相談

下記の日程で、若者を対象とした電話相談を実施します。 商品・サービスの契約トラブルに関して、消費生活相談員 がお話を伺います。

日時:2020年1月14日(火)、15日(水)

9時~16時30分

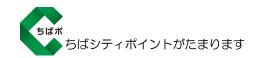
相談専用電話:043-207-3000

来所でのご相談も可能です。

住所:中央区弁天1-25-1暮らしのプラザ2F



令和元年度のキャンペーンリーフレット



令和元年度 サポーター養成講座

家族や近所の高齢者が 気になる方のための

高齢者見守り のコツ!

家族や近所に気になる高齢者はいませんか?

高齢者を取り巻く消費者トラブルの現状を知り、消費者被害から守りましょう。 高齢者家族の消費者トラブルが心配な方や、ご近所の見守り活動をされている方は、 ぜひともお申込みください。

日時	2020年1月22日(水)10:00~12:00
対 象	千葉市在住・在勤・在学の方(先着 30 名)
会 場	消費生活センター
費用	無料
申込	電話 043-207-3602 消費者教育班
	またはFAX (043-207-3111) で、講座名・住所・
	氏名・電話番号・参加人数を明記

高齢者の見守りは、 コツをつかんでしまえば 難しくありません。



愛称は「サポ・ちば」です 共催団体を紹介します!

特定非営利活動法人 消費者市民サポートちば

2019年6月6日、内閣総理大臣より適格消費者団体として認定されました。

事業者へ改善や差し止めを申し入れることで、消費者トラブルや被害を防ぐことを目的に活動しています。

- 主に ・消費者被害の情報収集
 - 事業者に対する改善や不当行為の申し入れ活動
 - ・消費者被害防止のための広報、啓発活動 などに取り組んでいます。

「適格消費者団体」とは、消費者の利益を守るための団体のうち、内閣総理大臣から特別な認可を受けた 団体のことです。消費者からの通報をもとに、勧誘方法や広告内容を改善するよう事業者へ求める活動 をします。



サボっち & ちぼっち



ちばし消費者応援団 に登録して、消費者教育を実践してみませんか?

消費者教育に興味を持っている個人や、消費者教育に関する活動をしている団体を応援しています。 普段の生活の中で社会や環境について意識してみましょう。

登録すると、「暮らしの情報いずみ」や「消費者被害注意報」を受け取れるほか、活動には消費生活センターの会議室を 無料でご利用いただけます。

千葉市高齢者等悪質商法被害防止ネットワーク

消費者被害注意報 No. 86

発行: 2019年12月

フリーマーケットサービスの利用にはご注意ください!

最近では「終活」が社会的に注目されていることもあり、インターネット上で個人同士が商品やサービスを取引できるフリマアプリやフリマサイト等(以下、フリマサービス)の利用が、高齢者にも広がっています。



事例1 フリマアプリでチケットを購入した。出品者とのやり取りの中で出品者自身の口座への振込みを指示され、銀行振込みを済ませた。その後、「発送する」と連絡がきたが、いつまで経ってもチケットは届かず出品者とも連絡が取れない。利用規約を確認すると、フリマサービス運営事業者を介しての取引をしていない場合は、補償の対象外とされていた。

事例2 フリマサイトに有名ブランドの洋服が出品されていた。掲載された写真などを確認したうえで購入したが、届いた洋服は生地の質が悪く、写真とは全く違うものに感じた。返金を求めたが、出品者もサイト運営事業者も応じない。

事例3 フリマアプリで商品を出品し、購入者とのやり取りの中で個人的におまけの品をつけることにした。個人間の同意で提供するものなので、大丈夫だと思っていたが、利用規約に抵触するとのことで、無期限で利用制限がかけられてしまった。



事例4 不要になったタンスを処分するためにフリマサイトに出品した。購入者に商品を送付し代金を受け取った後に「傷んだ箇所が多く、返品したい。」と連絡があった。サイト運営事業者に相談したが、自分たちで解決するように言われた。

消費者トラブル防止のために



- ●フリマサービスを利用した取引は個人同士の取引であり、原則としてトラブルの解決は当事 者間で図ることになる点を予め理解して利用するようにしましょう。
 - ※消費生活センターは利用規約等を確認することで問題点の整理を行うことはできますが、 個人間のトラブルには介入できません。
- ●フリマサービスを利用するに当たっては、運営事業者が定めている利用規約等をよく確認し、 サービスの仕組み・禁止行為・出品禁止の商品等について理解したうえで、慎重に取引する ようにしましょう。
- ●食品を取引する場合、要冷蔵食品を常温で送ると、細菌が増殖し重大な食中毒の原因となる可能性があります。また、送る側は法的責任を問われる可能性もありますので、要冷蔵食品を常温では送らないこと、買う側は常温発送と表示されている要冷蔵食品は買わないなど、出品されている商品の情報をよく確認することを心掛けましょう。

商品・サービスの契約トラブルは千葉市消費生活センターへ!

相談専用電話 20043-207-3000

※月曜日~土曜日 9:00~16:30 ※祝日・年末年始は除く

発行: 千葉市消費生活センター TEL: 043-207-3602 FAX: 043-207-3111